

(別紙 1)

仕様書

1 業務名

令和8年度 使用済蛍光管等収集運搬及び再資源化処理業務

2 業務場所

(引渡場所) 下関市リサイクルプラザ (山口県下関市古屋町一丁目18番1号。以下「プラザ」という。) 処理棟の指定場所

(収集運搬業務) プラザ処理棟の指定場所から受託者 (以下「乙」という。) の処理施設

(処理業務) 乙の処理施設

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 収集運搬・処理対象物等

(1) 収集運搬・処理対象物: 使用済蛍光管等 (水銀使用製品一般廃棄物)

破碎処理をしていない使用済蛍光管等 (割れた状態で収集したものや家庭から搬出された際に入っていた袋や箱を含む。)

(2) 保管容器: 下関市 (以下「甲」という。) 所有の鋼製オープンヘッドドラム (蓋及び外レバー式蓋固定用金具付。以下「ドラム缶」という。) 又は甲所有の段ボール箱。

なお、乙が甲へ貸与又は提供する保管容器も使用可。ただし、甲の施設で使用できるものに限る。甲へ貸与又は提供する場合は、乙が全て負担すること。

5 収集運搬業務

(1) 内容

プラザ処理棟の指定場所に集積された使用済蛍光管等の適正な収集運搬。運搬用車両等運搬器具及び消耗品や燃料費、整備費等の経費は乙の負担とする。

なお、乙は、使用済蛍光管等の保管、積み込み及び搬出に使用するためのパレット等をプラザに持ち込むことができるが、これに要する費用は、乙が全て負担し、甲に無償で貸与すること。

(2) 搬出方法

事前に協議の上で搬出日を決定する。

使用済蛍光管等の積み込み前に、プラザ処理棟入口にある計量棟 (計量機の最小単位は10キログラム単位) で車両重量を計量する。甲の職員、又は甲の代理人であるプラザ処理棟管理運営業務受託者の職員 (以下「施設職員」という。) 立会いのもとに使用済蛍光管等を積み込み、搬出する際に計量棟で積み込み後の車両重量を再度、計量する。なお、搬出は平日の午前9時30分から午後4時までの間で実施すること。

6 処理業務

(1) 内容

プラザ処理棟の指定場所に集積された、使用済蛍光管等の適正な処理業務一式。

なお、使用済蛍光管等の再資源化に当たっては、製品となる前の段階で、国外に輸出せず、国内で一連の再生工程を完結するものとする。

また、運搬後の保管容器についても、乙の責任において適正に処理すること。

(2) 報告

業務が完了した後、乙は速やかに以下の内容が記載された報告書を提出すること。

- ・ 乙の処理施設での受入日、搬入重量、搬入容器数（段ボール箱の数は不要）など。
- ・ 処理重量（使用済蛍光管等の正味重量より保管容器の重量を除いたものとする。）
- ・ 適正に処分した旨の証明書

7 委託重量

(1) 重量の算出方法

車両の搬入・搬出の際に計量して得た重量の差（正味重量）より保管容器の重量を除いたものを搬出日の使用済蛍光管等の重量とする。（甲所有のドラム缶1本当たりの重量は20キログラムとする。段ボール箱の重量は除かない。）

なお、乙が甲へ貸与又は提供する保管容器については、甲の職員及び乙立会いの上、保管容器の計量をプラザで行い、計量で得られた重量を基に協議をして、調整方法を決定する。

ただし、2回目以降同型容器を使用する場合は、協議して、調整方法を決定する。

(2) 推定委託重量8.6トン（保管容器の重量を除く）

なお、この推定委託重量は、今期の委託重量を保証するものではない。

8 注意事項

- (1) 乙は、本仕様書等に定める甲への報告書等には記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用しないこと。
- (2) 乙は、業務の実施に当たっては、甲の職員及び施設職員と協議すること。
- (3) 乙は、労働安全衛生法等関係法令を遵守すること。
- (4) 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。
- (5) 乙は、再資源化処理により回収した物質の販売及び処理工程における環境汚染等について、全責任を負うこと。

9 委託料の支払

- (1) 引渡しごとに支払う業務の委託料（以下「委託料」という。）は、委託業務の完了報告を受け、履行を確認した後、請求により30日以内に委託料を支払うものとする。
- (2) 委託料の支払額は、7(1)の搬出日の使用済蛍光管等の重量に1トン当たりの落札単価を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）を加算した額とする。